

改 定 後

第九条 医薬品安全性指導者の申請は下記の各項を満たす者とする。

本邦における医療関係者で、優れた人格及び医薬品安全性学の見識を備えている。

申請時において、本学会の正会員である。

申請時において、医療関連業務経験が5年以上である。

申請時において、次項に定める基準に従って学術活動実績が申請時過去5年以内に50単位〔学会参加・医薬品安全性に関する学会発表・医薬品安全性に関する論文発表など学術活動が次項①～⑧に定める基準に従って配点、ただし論文(②、④)と書籍執筆(⑦、⑧)の合計単位数が10単位以上〕以上を修得している。

- ① 本学会参加：10単位（発表：演者+5単位、共者+3、WS+3単位）
- ② 本学会誌発表（総説、原著論文、症例報告）：筆頭又は責任著者；15単位、共者；5単位
- ③ 全国規模の他学会参加：2単位（発表；演者+2単位、共者；+1）
- ④ 他学術雑誌発表（総説、原著論文、症例報告；査読あり）：筆頭又は責任著者；5単位、共者；3単位
※査読なしの場合は、筆頭又は責任著者；2単位、共者；1単位とする。
- ⑤ 研究会・研修会参加：1単位（発表；演者+1単位）
- ⑥ 本学会認定の研究会参加：5単位（発表；演者+4単位、共者+2）
※全国規模の他学会・学術集会における本学会シンポジウム等も⑥に準ずる。
- ⑦ 本学会監修書籍執筆：1項；2単位、編者/監修；+10単位
- ⑧ 本学会無関係書籍執筆：1項；1単位、編者/監修；+5単位

本学会の認定委員会の指定する試験（二次試験）に合格している。

更新時において、4. の①～⑧に定める基準に従って学術活動歴が申請時過去5年以内に30単位（ただし、論文+書籍執筆単位数が5単位以上）以上を修得している。また、二次試験は不要である。

改 定 前

第九条 医薬品安全性指導者の申請は下記の各項を満たす者とする。

本邦における医療関係者で、優れた人格及び医薬品安全性学の見識を備えている。

申請時において、本学会の正会員である。

申請時において、医療関連業務経験が5年以上である。

申請時において、次項に定める基準に従って学術活動実績が申請時過去5年以内に50単位〔学会参加・医薬品安全性に関する学会発表・医薬品安全性に関する論文発表など学術活動が次項①～⑥に定める基準に従って配点、ただし論文(②、⑥)と書籍執筆(③、④)の合計単位数が20単位以上〕以上を修得している。

- ① 本学会参加：10単位（発表：演者+5単位、共者+3、WS+3単位）
- ② 本学会誌発表：筆頭；15単位、共者；5単位
- ③ 本学会監修書籍執筆：1項；1単位、編者/監修；+10単位
- ④ 本学会無関係書籍執筆：2項；1単位、編者/監修；+3単位
- ⑤ 他学会参加：2単位（発表；演者+2単位、共者；+1）
- ⑥ 他学術雑誌発表（査読あり）：筆頭；3単位、共者；1単位
- ⑦ 研究会・研修会参加：1単位（発表；演者+1単位）
- ⑧ 本学会認定の研究会参加：5単位（発表；演者+4単位、共者+2）

本学会の認定委員会の指定する試験（二次試験）に合格している。

更新時において、4. の①～⑧に定める基準に従って学術活動歴が申請時過去5年以内に30単位（ただし、論文+書籍執筆単位数が10単位以上）以上を修得している。また、二次試験は不要である。